

がんばろう大月商い商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の影響に伴い売り上げが減少している市内事業者への早急な支援が必要であることから、地元消費の拡大と地域経済の活性化を促すことを目的とした臨時特別的な支援措置として実施する「がんばろう大月商い商品券事業」(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がんばろう大月商い商品券(以下「商品券」という。) 前条の目的を達成するために、市が発行する商品券をいう。なお、商品券のプレミアム率は20パーセントとする。
- (2) 取扱店 本市が発行する商品券の販売及び利用することができる店舗として登録された者をいう。
- (3) 特定取引 商品券が個人向けの対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

(商品券の配付等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、取扱店に商品券を配付する。

- 2 商品券の販売額は、購入者一人につき、6,000円分の商品券を5,000円で販売する。
- 3 商品券の額面金額は、1枚当たり500円とする。
- 4 商品券は、12枚(額面合計6,000円)を1セットとする。
- 5 商品券の販売は1セット毎とし、1セット5,000円で販売する。
- 6 商品券は、取扱店において販売するものとし、取扱店毎に原則として100セットを配付する。
- 7 取扱店は、商品券の販売を適正に行うため、商品券の販売状況の管理を行うものとする。
- 8 市は、特定取引に使用された商品券のプレミアム分相当額を取扱店に支払うものとする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。また、商品券は、商品券を購入した取扱店のみで使用できるものとする。

- 2 商品券の使用期間は、販売開始日から令和2年12月31日までの間とする。

- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われたいものとする。
- 4 商品券は、転売することができない。
- 5 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

（商品券の販売）

第5条 商品券は、市内在住か否かを問わず誰でも購入することができる。

- 2 商品券は、取扱店において販売するものとし、取扱店毎に原則として100セットを配布する。
- 3 商品券の販売期間は、販売開始日から令和2年12月31日の間とし、詳細な販売時間については、取扱店が別に定める。
- 4 商品券の購入限度枚数は、取扱店毎で購入者一人につき、2セットまでとする。

（取扱店の登録等）

第6条 市は、別に作成する募集要領を公示して取扱店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該事業者に登録証明書及び商品券を配布する。

- 2 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

（概算払い）

第7条 取扱店は、配布した商品券のプレミアム分に相当する額を限度として、登録時に概算払いを請求できるものとする。

- 2 取扱店は、本事業終了後、速やかに精算手続きを行うこと。

（取扱店の責務）

第8条 取扱店は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他のがんばろう大月商い商品券取扱店募集要領（以下「募集要領」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 市は、取扱店が募集要領に反する行為を行ったときは、または、公序良俗等に反する行為を行ったときは、商品券の返還や取扱店の登録を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第9条 市は、本事業において、偽りその他不正の手段により商品券を販売や利用した者に対し、商品券及び取扱店としてすでに支払った概算払い分の返還を求める。

2 前項の場合、取扱店は市の指示に従わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 この要綱の失効前にした行為に対する第9条の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。